

居宅介護支援契約書

____様（以下、「利用者」といいます）と、株式会社ウェルホープの営む「三日月ケアプランセンター」（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対して介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」といいます）の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員（以下、「ケアマネージャー」といいます）を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行なった場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

第4条（ケアプラン作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項をケアマネージャーに担当させ、ケアプランの作成を支援します。

また、利用者及び家族に対して、複数の事業所の中からサービス選択が可能であることを説明した後、サービス事業所の選定理由についてケアマネージャーに対して求める事が可能です。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2）当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に、また公正中立に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- （3）利用者の希望をもとにケアプランの原案を作成します。
- （4）ケアプランの原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について、利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- （5）医療機関とのスムーズな連携が図れるように、主治医及び入院先（医療機関）へ

担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう本人・家族へ依頼を求めます。

(6) その他、ケアプラン作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者はケアプラン作成後、次の各号に定める事項をケアマネージャーに担当させます。

- (1) 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じてケアプラン変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介その他の支援を行います。

第7条（ケアプランの変更）

利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもってケアプランを変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、福岡県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます）の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を通知しかつ、利用者が希望した場合、事業者は直近のケアプランおよびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項説明書】のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者へ通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1か月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者やケアマネージャーに対して本契約を継続し難いほどの不信行為（カスタマーハラスメント等）を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - （1）利用者が介護保険施設に入所した場合
 - （2）利用者の要介護認定区分が、自立又は要支援と認定された場合
 - （3）利用者が死亡した場合

第13条（秘密保持）

- 1 事業者、ケアマネージャーおよび事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条（金品収受の禁止）

介護保険法において、利用者や家族等からの介護支援専門員に対する金品（心付け・進物）の収受は固く禁止されています。

第15条（賠償責任）

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第16条（身分証携行義務）

ケアマネージャーは、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した

ケアプランサービスに位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第18条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第19条（信義誠実の原則）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第20条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し利用者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

【利用者】 住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____

（続柄： ）

【事業者】 福岡県糸島市前原中央2丁目7-8-502
株式会社ウェルホープ
代表取締役 大森 一貴

【事業所】 福岡県福岡市西区石丸3丁目11-1-303
三日月ケアプランセンター
（事業所番号 _____）